

総務委員会会議録

平成30年9月14日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 13：44

【 案 件 】

1. 議案第82号 専決処分の承認（平成30年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号））
2. 議案第70号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）
3. 議案第87号 飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 公用車による交通事故について（筑穂支所市民窓口課）
2. 平成30年度飯塚市職員採用試験実施状況について（人事課）
3. 工事請負契約について（契約課）
4. 工事請負契約の変更について（総務課）
5. 平成30年度行政評価（一次及び二次評価）結果の概要及び外部評価の取り組みについて（総合政策課）
6. スタートアップワールドカップ2019日本予選九州大会 in 飯塚について（国際交流推進室）

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第82号 専決処分の承認（平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第3号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

議案番号が前後いたしますが、議案第82号 専決処分の承認について、ご説明させていただきます。平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるところでございます。

平成30年7月6日専決と記載しております補正予算資料をお願いいたします。3ページをお願いいたします。表の下のほうに記載しておりますように、平成30年7月豪雨災害にかかる災害救助及び災害復旧に要する経費につきまして、22億9772万4千円を追加するものです。

4ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。まず、歳入でございますが、歳出に計上しております災害救助費及び災害復旧費等に係る財源を、それぞれ計上しております。国庫支出金及び県支出金は、道路橋りょう災害復旧費負担金など、合計で7億2346万2千円を追加し、市債は、災害援護資金貸付債など5億9480万円を計上しております。財源不足分につきましては、財政調整基金9億7946万2千円を繰入れ、調整しております。

次に、歳出についてご説明いたします。民生費の災害救助費では、災害対策本部の設置等に伴う、職員の時間外勤務に関する経費5569万円を計上しております。

5ページをお願いします。災害救助事業費につきましては、災害救助法の適用となったことによる災害救助受託事業費9571万4千円、災害ごみ処理経費5722万円、浸水家屋の便槽に流入した雨水処理経費493万4千円、災害見舞金交付経費1948万7千円、災害援護資金貸付金4710万円、被災者の市営住宅への一時入居に関する経費393万7千円等を計

上しております。農林水産業費の林業土木費では、福岡県の補助事業を活用した林地崩壊防止事業費5800万円を計上し、5箇所の災害復旧を行うものです。商工費の商工業振興費では、福岡県の融資制度を利用された被災者に対し利子補給するため、り災地区中小企業特別資金利子補給金150万円を計上しております。土木費の河川新設改良費では、福岡県の補助事業を活用した災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費5560万6千円を計上し、1箇所の災害復旧を行うものです。教育費の公民館費では、浸水した自治公民館2館について、改修費用の補助を行うため、自治公民館建築補助金307万5千円を計上しております。

6ページをお願いいたします。災害復旧費では、費目ごとに被災箇所数と主な被災箇所等を記載いたしております。農業施設、農地、および林道施設の災害復旧費では、合計で450箇所、11億3750万6千円を計上いたしております。道路橋りょう及び河川の災害復旧費では、合計で193箇所、6億8844万円を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。都市施設災害復旧費以下、他の施設の災害復旧費につきましては、合計で14箇所、5651万3千円を計上いたしております。

今回の災害につきましては、農林水産業費、土木費で計上しているものも含め、飯塚地区177箇所、穂波地区61箇所、筑穂地区348箇所、庄内地区45箇所、穎田地区32箇所、合計663箇所、その経費は19億9606万5千円となっております。

8ページをお願いいたします。繰越明許費につきましては、本年度内での事業完了が見込めない各所法面崩壊対策工事、ほか3つの費目について追加するものです。債務負担行為につきましては、災害援護資金貸付金利子補給金及びり災地区中小企業特別資金利子補給金に係る後年度の債務の負担について定めるため、追加するものでございます。

9ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

予算書の12ページに公民館費307万5千円の計上があります。説明を求めます。

○まちづくり推進課長

今回専決予算で計上させていただいております307万5千円につきましては、上勢田自治公民館改修工事169万7千円、柳橋自治公民館改修工事137万8千円、あわせまして307万5千円の計上いたしております。

○川上委員

307万5千円ですね、予算計上額は。それで前回、8月3日の総務委員会で、私は自治会エリアごとにはどうかとお尋ねしたところ、現在集約中とのことでした。幸袋地区柳橋の被災状況を伺います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 09

再 開 10 : 10

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

自治会ごとの資料につきましては、現在まだ集計中でありますので、地区ごとの、幸袋地区の浸水状況ですが、床上浸水が165件、床下が164件となっております。

○川上委員

8月3日というのは被災からほぼ1カ月たった段階で、自治会、罹災証明の発行状況もそこ

そこという時点ではなかったかと思うんですけど、柳橋の被災状況はまだ集約中なんですか。

○防災安全課長

罹災証明書の関係で、被害にあわれた方で再調査等がまだ行われている状況もありますので、正確な数字というのは現在も集計中でございます。

○川上委員

申請数はわかるんですか。

○防災安全課長

申しわけありません。罹災証明書の申請件数についてはまだ集計をしておりません。

○川上委員

それは自治会単位で防災体制をずっと組んでいく努力をしているんだけど、自治会単位でどういう被災状況かは、いつまとまるんですか。

○防災安全課長

はっきりとした日付につきましては現在、進行中でありまして言えませんが、集計につきましては、全力を尽くしてやっていきたいと考えております。

○川上委員

集計のめどは、いつをめどにしますか。

○防災安全課長

めどにつきましては、遅くとも年内というふうに考えております。

○川上委員

なぜ年内という目安が出てくるんですかね。どこかで話しあって、年内で自治会ごとに集計を終了するという意思一致をしてるんですか。

○防災安全課長

すいません。訂正します。今月中をめどに集計を完了させたいというふうに考えます。

○川上委員

それと、柳橋の被災状況は今わからないということなんですね。

○防災安全課長

正確な数字についてはわかりません。

○川上委員

正確な数字はという、正確でない数字があるんですか。

○防災安全課長

正確な数字ではないというのは幸袋地区全体の数字を把握しているという意味で柳橋の数字をまた把握しきってないという意味です。

○川上委員

本会議でも柳橋地区の水害の酷さについては、上勢田と並んで重大事態だということで、ほかの議員からも随分な指摘があって、特別な手当を打とうじゃないかという呼びかけもあっているじゃないですか。それなのに、この一方の柳橋地区の被災状況が、今なお総務委員会で聞かれて、答弁ができないという程度というのは、防災対策あるいは被災者支援という角度から言って、その程度しか飯塚市が心を砕いていないのかという、出発点ですよ、ここが。それでは、数字わかってないけども、住民の声は聞いていますか。

○防災安全課長

住民の声といいますと、被災状況についてということでよろしいのでしょうか。失礼しました。幸袋地区の自治会長会において、一度中間報告ということで被災状況を説明した折に自治会長のほうからの要望等は受けております。

○委員長

川上委員、お願いします。予算に対しての質問ですので、ちょっと別の角度に進んでいって

いるみたいですので、予算に関して質問をさせていただきます。

○川上委員

今のは2問で終わるところなんです。住民の声は自治会長会で聞いたということは、柳橋自治会長の声を聞いたということになりますね。どういうふうに言われていましたか。

○防災安全課長

今回の浸水についての内容等を聞かれておりましたが、そこは技術のポンプの関係等になりましたので、私がお答えしてないような状況でございます。

○川上委員

どう受けとめましたか。柳橋自治会長から声を聞いたんですね、自治会長会で。その声をどう受けとめたか、お尋ねします。

○防災安全課長

今後、検証して、これから、その分につきましては、今後、防災の観点からそれにつないでいきたいというふうに受けとめております。

○川上委員

私は先ほど言った8月3日の総務委員会で、柳橋の公民館の現状を伝えて、国のあり方もあるようだし、市の責任で移転新築してもらいたいと要望したのに対して、土木建設課長が、現在の考え方としては、そういうふうなご要望があることは私どものほうも聞いております。今後、私どもの課だけでなく、市全体で関係課を含めて、そういったことについて検討はしてまいりたいと思っておりますと答弁がありました。市長はそのとき、在席しておられましたかね。公務で出られたかなと思うんだけど、聞いておられますでしょうか。

○市長

もちろん聞いておりますし、今のご指摘の方向が、地域もそれを望んでいるというところまでも報告を聞いてますので、今後、それに向けて検討しなければならないということも、中でも話をしているところです。

○川上委員

それで、今回の公民館費の専決処分の予算計上との関係なんだけども、市長、私、公的責任を柳橋地区についてどう果たしていくのかについて、今から提案的な質問をしますので、聞いていただきたいと思うんです。西日本豪雨で大水害にあったこの柳橋地区は、高齢者も多く、指定避難所の幸袋小中一貫校までは距離があります。柳橋公民館は地域のほぼ中央にあって、市道に面して交通の便もよく、さらに隣接して市の土地を利用した柳橋公園もあることから、地域の第1次避難所として重要な役割を果たすべきです。ところが、集中豪雨のたびに水没して、その役割が果たせない事態がもう長年、長期にわたって続いております。広大な流域を持つ庄司川の上流部には、国、県、市によるさまざまな開発においてもしかるべき調整池や遊水池はつくられず、庄司川排水機場に向かうが集中豪雨であふれる莫大な水は、必ず柳橋を襲う、そういう排水構造になっているわけです。遠賀川の水位が重大なまでに上がった場合、ポンプの故障ではなく、政策的にポンプ運転停止という選択肢さえあり、それは国、県、市の判断、なかんずく、市長の判断に委ねられるというか、迫られることになるわけです。今なお上流部におけるしかるべき遊水池の整備の見直しはなく、福岡県による庄司川改良事業は、動き出したとはいえ大幅に遅れ、この間の異常気象の状況を考えると、近い将来必ず重大災害に襲われる危険が、深刻な地域の一番に挙げられます、柳橋地域が。白旗山メガソーラー開発による浸水の拡大に不安を覚える声も上がっています。これは人為的なことです。そこで、異常気象等、遠賀川の状態が深刻な場合に、国、県、市がポンプの停止等を選択し、それによって重大事態が生じることが考えられる、現実性を持って予想される重大災害から人命を守るために、国、県の制度を生かすとともに、飯塚市が新しい制度をつくり、第1次避難所機能を持つ施設を市の責任で整備し、地域公民館として活用する。あるいは、地域公民館を、第1次避難所機能を

發揮できるように移転するに当たり、通常の補助制度を超えて公費100%で対応できるように、制度上の工夫を行い、必ず地元住民の合意に基づいて事業が進むようにするのは、市の当然の仕事だと思います。市長、どうお考えか答弁を求めます。

○まちづくり推進課長

質問委員言われますように、柳橋自治公民館の現在地におきましては、過去にも水害、被災されております。今回の被災におきましても、今まで以上の被災状況となっておりますので、被災された以降、柳橋自治会長を含めまして、地域の方と幾度となくお話し合いをさせていただいております。その中で、委員ご指摘のとおり、現在地の建てかえじゃなくて、できるだけ安全な、より安全な場所、また、地域住民が安心して集える場所の自治公民館の適地という形で自治会長とともに、今、お話し合いを進めている状況でございます。そうした中で、先ほど申されました自治公民館の補助率の問題につきましても、できる限り地元負担がないような形の分を補助制度としてつくってまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしく願います。

○川上委員

国とか県とか市の行為によって、その行為によってそういう被害が生じるような構図になっている地域については、人命、生命、財産を守るために、少なくともこれはしなければならぬというものがあると思うんですよ。だから、一般的な公民館の補助制度とは別に、今言った意味合いにおいて公的責任を、災害から住民を守っていくという立場で予算計上も、財政出動が必要な時期を今迎えていると思います。市長の特別のお考えがあるのであれば、ここでお聞きしておきたいと思います。答弁求めます。

○まちづくり推進課長

先ほど重複いたしますが、新築建替えの部分につきましての補助率につきましては、できる限り市の負担、また、地元自治会の負担がないような形で内部調整を行っていきたくと、あわせまして現要綱の改正につきましても、地元調整を行った上でできるだけ早い段階で実施し、今回、改修工事で専決予算に計上させていただいておりますが、新築、また改築等になりました場合につきましては、補助率のかさ上げにつきまして、先ほどから申しますように、地元負担ができるだけないような形で調整をしてまいりたいと考えております。

○川上委員

それは選択肢の1つとしての考え方としては重要だと思っております。同時に私が強調したかったのは、くどいですが、国、県、市の行為によって、もともと水害に脆弱な地域がさらに被害をこうむるような開発行為を行い、そして、それをカバーできるような調整池、遊水池もまともにつくらないというふうになっている。その一方で水は庄司川排水機場に一目散に行くように構造上つくっていて、理由はいろいろあるんでしょうけど県事業も、10月から動く聞いてますけど、まともに進まない。そういう構図の中で、異常気象による集中豪雨が来るわけですから、地域住民には何の責任もなくて、むしろ国、県、市の責任というのが極めて重大なわけですね。だから、地域の皆さんが頑張るのを応援するというスタンスはもちろん要るんだけど、今明らかになったようなことから言えば、この柳橋については、生命、財産を守る第1次避難所機能を国、県、市の責任で持つ。責任を持つという角度をぜひ考えていただいて、国や県にもそここのところ要求してもらいたいというふうに思います。これは求めて、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第82号 専決処分の承認（平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第3号））」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第70号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第70号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」の概要についてご説明いたします。

補正予算資料、7月6日専決と書かれていない方、こちらの3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で先ほどご承認いただきました補正第3号の予算額に7億7472万3千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を651億8926万9千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、補助事業及び本市の制度改正に伴う事務事業費の変更等、今後の所要額を補正するものでございます。

4ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目ごとにまとめ、予算書のページを記載いたしております。その主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、分担金及び負担金と使用料及び手数料につきましては、延長保育事業の開始、急患センターの年末年始の開所時間変更にかかる受益者の費用負担について追加するものでございます。国庫支出金および県支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業の特定財源を追加するものでございます。寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の7月末時点での実績が昨年度の同時期の実績を大きく上回っておりますので、11億円を追加するものでございます。繰入金は、今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金繰入金を3億9724万7千円減額するものでございます。諸収入の空家等緊急安全措置費用徴収金につきましては、空家等緊急安全措置実施に伴う空家所有者の費用負担について追加するものでございます。市債につきましては、道路橋りょう補修事業、飯塚方面隊第2分団鯉田分隊車庫等建替事業に係る財源として追加いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費の企画費、ふるさと応援寄附事業費では、歳入のふるさと応援寄附金の増額に伴いまして、その必要経費6億7356万9千円を追加するものでございます。

5ページをお願いいたします。諸費、空家等対策事業費では、空家等対策の推進に関する特別措置法では対応できない事案につきまして、9月議会において条例を制定し緊急的に安全措置の実施をしようとするもので、その経費を追加するものでございます。民生費の高齢者福祉費、地域介護・福祉空間整備等事業費では、国の交付金を活用して、宿泊を伴う通所介護サービス事業所におけるスプリンクラー整備にかかる補助金を追加するものでございます。地域密着型施設等整備補助事業費では、現在、日常生活圏域毎に地域包括支援センターの設置を進めていますが、県の補助金を活用して、残る4圏域分の施設整備にかかる補助金を追加するものでございます。保育所費では、公立保育所延長保育事業について、9月議会において条例改正し、平成31年1月より保育所の開所時間を現在の「午前7時30分から午後6時まで」を「午前7時から午後6時まで」としたうえで、「午後6時から午後7時まで」の延長保育を実施しようとするもので、職員の時間外勤務に係る経費および児童のおやつ代等の必要経費を追加するものでございます。衛生費の保健衛生総務費、急患センター管理運営事業費では、9月議会において条例改正し、年末年始の12月31日から1月3日までの診療時間を、従来の「午後6時から午後10時まで」に「午後2時から午後5時30分」を追加しようとするもので、それに伴い委託料を増額するものでございます。

6 ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう維持費、道路橋りょう補修事業費では、国の交付金の交付決定に伴い2路線の補修工事を追加するものでございます。消防費の消防施設費、飯塚方面隊第2分団鯉田分隊車庫等建替事業費では、鯉田交流センターの整備に伴う鯉田分隊車庫等の移転、及び建替経費について追加するものでございます。

繰越明許費の補正につきましては、グローバル人材育成研修事業委託料について、派遣研修期間が年度をまたがることとなり、年度内の事業完了が見込めないため追加するものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、碓井大分坑線バス路線維持負担金について、債務が後年度にまたがるため追加するものでございます。

7 ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

歳入の使用料及び手数料で急患センター使用料の増がありますけども、この要因についてお尋ねをします。

○健幸・スポーツ課長

急患センターの歳入増につきましては、通常、休日の、飯塚市の1次救急の体制につきましては、在宅当番医制度をとっております。これに、年末年始について急患センターを新たに加えるという形になりますけども、近年であればインフルエンザの流行が年末ぐらいから流行する傾向にあります。在宅当番医のこれまでの状況を考えると、年末年始につきましても患者さんが結構見込めるところで試算をしております。

○川上委員

それはわかりました。少し追いかけて質問なんですけども、急患センターの存在とか、アクセスとか、利用しやすいように改善をしてはどうかと思ってたんですけれども、そういうことは進みますか。その影響はないんですか。考慮してないですか。

○健幸・スポーツ課長

急患センターのアクセスの問題等々というのはいろんな声をいただいております。駐車場に入りにくいであったりとか、駐車場の位置がわかりにくいとかいうお声をいただいております。今回については、その分については対応しきれてないんですけども、そこについては改善を図っていきたいというふうには考えております。

○川上委員

次に、歳出の保育所費、公立保育所延長保育事業費、皆増ですけども、これにかかわることですが、予算説明資料のほうで未利用児童対策としてと書いてあります。このところはどういう意味合いでしょうか、お尋ねします。

○子育て支援課長

未利用児童対策としまして、公立保育所では現在、朝7時半から6時まで開所しております。私立保育所22園中20園では延長保育を実施しております。7時まで開所だと入所できるが、6時だと難しい保護者がいるということを知っておりますので、公立保育所でも7時まで延長し、1人でも多くの未利用児童を解消したいと考えております。

○川上委員

働く労働者の労働条件が不当に厳しくならないようにしなければなりませんけれども、方向性としては大事なことだと思います。これによって、どのくらいの未利用をあなた方の言葉では未利用児童なんですけど、私から言わせれば待機児解消に寄与できると考えますか。

○子育て支援課長

未利用児童27人を解消できると考えております。

○川上委員

実はこのことについては、もう従前から公立保育所でこういう対応はできないかという声はあったわけですがけれども、ずっとそれを断り続けて、今回ようやく決断した背景というか、決断はどういうふうにしたんでしょうか。今までしなかったことを今度するという事になったということは。

○子育て支援課長

近年、未利用児童がふえております。その対策として、やはり公立保育所でも延長保育の実施というふうに踏み切っております。

○川上委員

従前してこなかったのは、民間保育所への利用者の誘導というのがあって、民間にはこういうプラスアルファがあるから民間でどうぞと。公立はできませんという政策があったと思うんですよ。それを改めるといふきっかけになることではないかと思ってるんですけど、そういうことですか。

○子育て支援課長

未利用児童の解消に努めてまいりたいと思いますので、今回実施しております。

○川上委員

これはもう意見として述べたいと思うんですけど、やっぱり10年単位ぐらいで振り返ってみて考えてもらいたいと思うんですけど、社会情勢の変化による保育所に入所できない子どもたちがふえているというのもあるでしょう。しかし、国の主導ですけども、市が公立保育所を廃園にし、そして、民間に譲り渡していくと。そして、働く保育士専門職の人たちの賃金は大幅にダウンしていく。そのことによって、地域の、日本全体ですけども、専門職保育士の皆さんの処遇は、給料を含めて大幅に悪化した。これがこの10年間で進んできたことだと思います。その結果が保育士不足ということでしょう。公立であれば6人募集かけて42人ぐらいが応募来るわけでしょう。だから、今、公立保育所の役割の発揮、復権が大事じゃないかというふうに思いますので、ぜひ来年度予算に反映できるように工夫してもらいたいと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第70号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第87号 飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

追加議案書の3ページをお願いいたします。本条例改正案は、昨年6月定例会におきまして、資産等報告書の報告対象者を副市長以下の市3役にまで広げる条例改正案を提出いたしました

ところ、市議会側からも、市議会議員にまで広げる修正案をご提案いただき、可決されました。現行の条例に、当該報告義務者たる市長等及び市議会議員が報告し、公開する資産等の内容の見直しを行うとともに、これら資産等報告書の審査等を担任していただく、附属機関を設置する内容を加え、当該条例の一部改正という形でご提案するものでございます。

今回の改正につきましては、先ほどご説明申し上げました、昨年6月定例会におきまして、市長の方から、「これは第一歩である。また、今後、より透明性、倫理性を向上させるものを議会とも協議させていただきたい」というふうに答弁をしておりましたが、今回、その言葉を前進させるため、鋭意検討をいたしまして、更なる「政治倫理の向上」に資するようという市長の強い思いからご提案するものでございます。

それでは、追加議案書の6ページをお願いいたします。新旧対照表を用いまして、主な改正点を申し上げます。表の左側、「新」の欄と、表の右側「旧」の欄を比較しながらご覧いただきますと、まず、「旧」条例第2条から7ページに至ります第4条におきまして、それぞれ「市長」「副市長等」「議員」の資産等報告書等の作成を規定しておりましたが、6ページ左上ですが「新」条例では第2条におきまして、市長、副市長等及び議員は、毎年1月1日の資産、地位及び肩書並びに、前年1年間の収入及び贈与について、5月31日までに、次条に定める資産等報告書を作成あるいは提出することを規定いたしております。

また、「新」条例では、資産等報告書を毎年作成あるいは提出することとしておりますことから、「旧」条例において作成あるいは提出することとしておりました「資産等補充報告書」「所得等報告書」「関連会社等報告書」につきましては、その必要がなくなることから関連する規定を削除しております。

次に、6ページ右側、「旧」条例第2条第1項の第1号から第9号に規定しておりました資産等報告書の記載内容につきまして、「新」条例では、7ページ左側、第3条に改正案を載せておりますが、見比べますと、項目が減っているかのように映りますが、「新」条例では、資産、それから、地位及び肩書。第3号で収入及び贈与というふうに、まとめた形で記載しておりますことから、内容といたしましてはより詳細な報告が必要となっているものでございます。また、同じ場所、第3条冒頭1行目から2行目にかけて、資産等報告書の作成・提出と併せまして、疎明資料といたしまして「確定申告書」「源泉徴収票」の写しを添付することを規定しております。

続きまして、7ページ左下、「新」条例第4条におきまして、飯塚市資産等報告書審査会の設置について、規定しております。その第2項に記載しておりますとおり、審査会の委員は4人以内とし、資産等報告書の審査に関し、識見を有する者の中から市長が委嘱することとしております。審査会を設置することにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、せつかく充実した内容の資産等報告書を提出するに当たりまして、専門的にこれらの報告書を分析する力をお持ちの、いわゆる識見を有する方々の専門的見地から分析をしていただくことで、透明性の確保という面を一層充実させ、市民の皆様がさらに安心感をもっていただけるようという思いから規定しようとするものでございます。また、透明性という面では、第4項に記載しておりますとおり、会議は原則公開でございますし、当然でございますが、これまでどおり、必要な方は報告書の閲覧ができることとしております。

また、もう一つの審査会の重要な役割でございます、意見書の作成につきましては、8ページ左上でございますが、毎年6月15日までに審査会に対し、当該報告書の審査を求めることとなっておりますが、条例第5条第3項におきまして、「審査を求められた日から起算して60日以内に意見書を作成し、市長に提出しなければならない」と規定しております。この意見書につきましても、充実した内容になることを期待するものでございます。

また、「新」条例第5条第2項におきまして、「審査会は、資産等報告書に疑義があるときは、報告義務者からの事情聴取等必要な調査を行うことができる。」と規定いたしております。

最後に追加議案書の10ページに、附則を設けております。附則第1項につきまして、施行期日を公布の日から施行し、平成31年1月1日以降に作成あるいは提出された資産等報告書から本一部改正案を適用することといたしております。また、附則第2項につきまして、改正前の条例にて作成あるいは提出されました資産等報告書等につきましては、従前の条例の規定によることと規定いたしております。

以上簡単ではございますが、議案第87号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

昨年、2017年6月29日の6月定例会の最終日に私は、討論の中で、二つのことを申し上げました。市長がより厳しい内容にすることを議会との調整を図りながら検討していきたいと言われたことについて、それはそれとして歓迎するとともに、政治倫理条例の中に明確に資産公開制度を復活して強化すべきだというふうに申し上げました。それが1点です。2点目は、日本共産党としては、3つの立場でこの問題に望みたいということで、第1は2015年8月10日付けの政治倫理審査会意見書のとおり、同居親族までの対象拡大をはじめとして、5つの意見を取り入れることを目指したいと。2点目は、今回の改正を透明性のある市政と市議会への本格的な協働への第一歩とすること。第3に、市民参加のもと、市長、議会との協議を進め、昨年のですよ、9月議会か12月月議会までにこれを実現することを展望する。そういう表明をしたわけです。そこで、先ほど人事課長の説明の中で、よく聞いているとキーワードが4つありました。これは第一歩であること。透明性というキーワード、それから倫理性を言いました。そして、さらに前進させると言われたわけです。そうであれば、人事課長がそう言われたんだけど、市長は、それについてどう思われているのか、お尋ねしたいと思います。

○総務部長

前回の改正のときのことについて、先ほど人事課長が申しましたけれども、その思いを持って、今回の条例の改正ということになったところでございます。

○川上委員

本来、説明は人事課長がしてもよいとは思いますが。しかし、議員が聞いて、総務部長が答弁するというのはいただけないんじゃないでしょうか。これは、一般の市長提出議案と違って、市長、副市長、教育長、企業管理者及び議員の透明性、倫理性を高めるためにどうだという話をして、市長の決意から出発したものですから、どうしてもここは市長の思いを聞く必要があるわけですね。答弁を求めます。

○委員長

川上委員、討論のほうに入ってますので、質問の仕方をちょっと変えていただいたほうがいいです。

(発言する者あり)

あなたの一辺倒の討論になっているのと思いますので。

○市長

先ほど人事課長が申ししたのは、昨年の6月議会での私のお答えを受けて、その時点のものよりも、先々さらに充実したものとしていきたいという気持ちを述べたもので、今回、そこに私としては踏み込んだ。そして、市議会議員の皆さんとともに、この形で進めていきたいと思っているところでございます。

○川上委員

透明性と倫理性、透明性はどの点で前進するのか、お尋ねします。

○市長

透明性ということについては、まずは、具体的に申し上げますと、預貯金等について、

私は報道ではゼロというように報道されました。たくさんありませんがゼロではありません。普通預金についての報告義務もないということについて違和感もありましたし、多くの市民の皆さんからそれはないやろうという率直な声をいただく中で、それはないよねと思いましたので、その点について一步踏み込んだつもりですし、きちんとそれらを証明するための確定申告書等の添付も義務づけるようにしたことが1点でございます。もう1点につきましては、あくまでも、透明性につきましては、今回の資産公開条例の改正による新たなもの、次に政治倫理条例、職員倫理条例の三つの条例によって、本市における政治倫理の確立を図っていきたいと思っているところでございます。それらをさらに透明性を担保するということで、資産報告審査会というものを、現時点ではありませんので、それを設けるというようなことを考えたところでございます。

○川上委員

資産公開の義務については同じ立場ですから、私もゼロですね。それで、今回が一步前進というんだけど、一步前進してどこにたどり着いたかという、2015年12月に廃止されたときの水準の手前までしか第一歩はいかないんですね。金額のことなどを考えると。だから、廃止以前の水準の一步手前までの第一歩であるということだと思います。それから、2点目の問題については、市職員の倫理条例については、趣旨は別にしても重大な問題があることを指摘して私はそれに反対しました。そのことによって。それは職員は、直属の上司に特別な、異常なことが起こったときは報告しなければならないというのがまず基本にあって、そして、それが具合が悪い場合は別のルートはあるけども、つまり市長に直接情報を提供してはならないという仕組みになっているという判断したわけです。一職員が、これはという事態を見たときに。普通でない働きかけがあった場合とかに。これは働きかけは上から来ることもありますから、行政の。だからそれについては問題提起をしたことがあります。それと3点目に、市長が今言われた、審査会をつくったんだということなんですけど、審査会を4人以内としたのはどういう理由でしょうか。

○人事課長

審査会を4人といたしました理由につきましては、先ほどの説明の中でも申し上げましたが、有識者4名というところで、4人以内ということにさせて、先ほどの説明のとおりでございます。

○川上委員

ということは有識者以外は排除するということになるわけですね。論理的に考えれば。そうすると議員を外すのはなぜですか。

○市長

今回、この審査会の委員をどうするかについて、随分、時間をかけました。悩みましたので。単純にまず議員の皆さんにお入りいただくということを外から見たときに、審査される側の方が審査会に入っているということは、いかなるものかというように受け取られかねないと思われましたので、これは入っていただかないということと判断しました。もう1点いろんな場面で市民の率直な声を聞くために、いわゆるそういうマネジメントも必要だとも考えてますので、例えばまちづくりの方針を審議するだとか、高齢者社会への対応をどうするか、もしくは、子育てのあり方について、どう支援策を検討するかというような審議会や委員会については、市民公募という形を積極的にとるべきでしようが、今回のこの内容につきましては、直接市民生活に関係する事案ではなく、専門的見地により、その報告内容の妥当性や整合性を審査するものでありますので、有識者のみで構成するというように判断をしたところでございます。

○川上委員

私は議員を外すのなぜかと聞きました。これに対しては、審査の対象であるものが、審査する側にいるのはおかしいでしょうということですよ。これは、先ほど私が紹介しました、

2015年8月10日付けの意見書の中にもありますけど、この意見書の中で初めて出たわけじゃないわけです。もう10何年もずっと毎年この意見が出ていて、認識としては、今、片峯市長とその当時の政治倫理審査会の意見書と認識が一致してるということがわかりました。私は今から市民公募を外すのなぜかと聞こうとしたんですけど先に答弁がありました。それはいいです。でも、市長が言われた市民公募を外す理由は、受け入れられるか。これは難しいんじゃないですか。一方で今から質問ですけど、審査会を4人以内というのは、片峯市長が任命されるわけですね。一方で、片峯市長と指揮下にある、独自性もあるけど、副市長、教育長、指揮下にあるというか、それから企業管理者も審査の対象なんです。市長、三役のほうも対象なのに、それを審査する人たちは、みんな市長が任命する人ということになるわけで、この辺の矛盾は感じられませんか。

○市長

実はその点については、関係職員とも論議をしたところでございます。例えば税務だとか、監査の経験がある、それらの外部の方の候補を何人か上げる中で、その中で決めていくことのほうが妥当であろうということで話をしていますので、そのような審査会のあり方にしますので、形として、委嘱状もしくは任命させていただくこととなりますが、私どもの直接関与が働かない、そのような審査会にしたいと思っています。

○川上委員

それで、先ほど市長が言われたのは、市民の信用というのを重視したいという思いだったと思います。預貯金ゼロの話からしてもですね。そうすると、この制度で議員ははずすけども、市長、副市長、教育長、企業管理者の審査もするものを審査される側が任命するという構図は残ってしまいますよね。それはやむを得ないでしょう。だれが任命しないと、そういうふうに市長も考えると思います。だれが任命するんですかと、県知事というわけにはないですからね。そうすると、こういうときは、対抗措置を制度の中に入れるということではないかと思うんです。何があるかといういろんなことが考えられると思うけど、私はこの対抗措置としては、1番大事なのは市民公募だと思うわけです。審査されるものが審査する人を選ぶしかない状況の中では、公平性とか中立性を求めるのであれば、一方で対抗措置をつくらない制度設計の中に、そこのところは考えられたことがないですか。

○市長

市民公募の形をとればということで、その中の手続きについてもそのときに職員と協議しました。市民公募で希望してくださった方々の中から、当然、私どもが選ぶことになります。そして任命することになりますので、専門家を任命なり委嘱することと何ら変わりはありませんし、現実問題として、例えば、私もそうですが、一所懸命報告書をつくって出しますが、その整合性について、審査するだけの力量と識見は持ち合わせておりません。一般の市民の方々もほとんどがそうだと思いますので、やはりここは専門家からきちんと見てもらうべきだと思います。識見を有する者という形にしたところです。

○川上委員

専門性ということを言われたんですけど、そうですね。力を持って見ないといけない。同時に、市民の感覚で見るというのも大事です。これは、意見書をつくるわけですから、最終的に過去、政治倫理審査会でどういうふうな審査を行われてきたかというのを振り返って見たらわかると思います。市民公募の方々が、非常に積極的にこれはどういうことか、こういうことかと、この議員には、この辺を聞いてもらいたいというような活発な意見を出されてきているわけですよ。そして、おまけにというか、市民公募できた人たちが専門知識を有していないかというところというのはないんですよ。飯塚市民がたくさんおられますけど、市長が任命する専門知識、立場を上回るぐらいの専門知識を持つての方がたくさんおられます。その方々を公募の中から選ぶというのは重要じゃないですか。もう少し考えてもらったらいいと思うんですよ。

最終日まで時間があるから。だから修正をしてでも考えるということはできないですか。

○委員長

質問ですか、それは。

○市長

私は、こんなふうを考えております。まず、審査会のほうから意見書を提出いただきますし、私どもが資産公開をした分については、公表とやがてなりますので、もし疑義を持たれた方は、その公表で書類を見られて、申し立てなりの請求権がありますから、それがありますとさらに詳細の資料の提出等になっていくので、市民の問題や声を排除するものではないというように考えているところです。

○川上委員

永遠にこれを続けるわけにはいきませんから、より厳しい制度を求めて市民団体の資産公開を考える会の有松賢作さんが代表になって、11日から条例制定の直接請求署名が始まっています。東町でアーケード街でという報道もありました。市民案は去年の12月に公表になっています。市長は、今回の改正をしようとする際に、市民案を読んで検討したかどうかお尋ねします。

○市長

市民案といいますか。そういう書類をいただきましたので、その中身はもちろん読まさせていただきました。直接手渡しでもいただきましたので。ただ、今回、署名が回っている内容については、現時点では存じ上げません。恐らく、昨年いただきましたその案に近いものだろうというようには思っております。

○川上委員

担当課のほうも目をとおしていると思うんですけど、その市民案の今回提出された87号を審査するに当たり市民案を市がどのように把握しておるかということが重要なので、市民案の主な点を紹介してもらいたいと思います。

○人事課長

市長が申しましたとおり、市民案と申しますのは現在、飯塚市の政治倫理条例の改正を求め直接請求の申請中の当該条例改正案のことと存じますが、まだ成案となっておりますので、どこまで答弁をしていいものか、ちょっと迷っておりますが。その内容につきまして中身的には政治倫理条例でございますが、その中に資産公開の部分がございまして、その部分についてご紹介いたしますと、まず大きく2点ございまして、一つは資産報告義務者に配偶者などの親族が含まれていない。いわゆる、妻子条項が市民案のほうにはあります。それからもう一つは、ただいまいろいろと議論されました審査会でございますが、これは市民案のほうには政治倫理審査会ではございますが、資産報告書の審査だけをするわけではございませんが、この政治倫理審査会のメンバーの中に公募たる一般市民が市民案のほうには含まれているというところがございます。大きくはこの2点だと考えております。

○川上委員

ほかにも大事な点はあるんですけど、より厳しいという厳格なといったほうがいいと思えますけど、という点で言えば、2015年8月の意見書案がいった同居親族配偶者等を資産公開対象とするという点が一步出ている。もう一つの審査会については、議員を排除しただけです。キーワードは、市民公募があつて、住民と行政、政治家との適切な緊張関係が維持されるように改善するわけですね。市長は、市民案について、そのような方向に向かっておると基本的に、という認識でおつてよいのか。第一歩というんですけど、2歩目、3歩目、4歩目にいっても市民案にはたどりつかないというようなお考えなのか。あるいは市民案を追い越してもっと厳しくなるよと、日本全国に厳しいところはたくさんありますから。そこのところをどういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○市長

私は昨年6月で、さらにこれは、もっと透明性と厳格性を持たせたいというように言いました。それから以降随分悩みまして、確かに市民案と異なる点は今、人事課長が申したとおりですが、斉藤先生の著書等も拝読させていただきながら、勉強したつもりでございます。最終的に、たどり着いたのが、現在の提案の形でございます。

○川上委員

第一歩として、最終的にたどり着いたのがこの原案という意味ですか。それとも最終的にたどり着いたということだけで聞くと、先ほどの人事課長が第一歩であると言ったこと、さらに前進すると言ったことと、整合がとりにくいんですけど。

○市長

人事課長が第一歩さらに前進と言いましたのは、去年6月の議会のお尋ねに対しての私の応えでございます。さらに一歩、そして前進ということで今回出したもので、これが、私にとって、より適切なものだというように考えているところです。

○川上委員

これがベストだと、端的に言えば。もうこれ以上はないという意味ですか。

○市長

私の中では、これが私は、これが適正だと思っているということでございます。

○川上委員

今回の問題で今人事課長が2点述べたと思いますが、そのほかにもいろいろありますけど、この条例改正の仕方というのが、非常に弱点を持っているということを今から述べてきて聞いてきたいんですけど、2015年12月に政治倫理条例を大改悪して、資産公開制度廃止しましたね。削除しましたね。法律で市長は、資産公開をしなければならないということで、3月議会で急遽、当時の総務部長の答弁では、空白を生まないために、とりあえずつくるんですということで、飯塚市長の資産等の公開に関する条例というのはつくられたんですよ。とりあえず条例なんです、これは。これが、先ほど紹介があったように、昨年6月いろんな事件もあったりして、3役も対象にしたいという提案があった。これに対して、市議会議員からも修正案が出て、さらなる改善、充実強化がより厳しいものへ、そういう意向を市長が示されたので、私も賛成討論して、その修正案を含む改正に賛成した経過があるけれども、その折には、このとりあえず条例ではなくて、政治倫理条例の中に、資産公開制度を復活させて、その中で2015年8月10日の政治倫理審査会の意見書のとおり厳格強化したらいいよねというの述べたんですよ。いま片峯市長がこれが適正だと言われたのは、とりあえず条例として適正という意味かと思うわけです。だからとりあえずの船にみんな乗っているわけですよ。二本立てですといくんですか。一方はとりあえず。とりあえずじゃなかったんですか。とりあえずは、これは仮設避難所ですよ。仮設避難所を増改築して行ってるわけでしょう。これで市民との信頼関係、住民の自治、地方自治というのがその土台の一つになるかどうかというのを考えてみたら、やはり、片峯市長、今後さらに、これが適正で行きどまりですというんじゃないかと、さらによいものを目指して頑張るということになるのではないんですか。しかもそれを市民が求めて、今、条例の直接請求署名運動を始めているわけですから。ここは市民の運動と市長が連合するときじゃないかと、共闘していいじゃないですか。だから適正だっというのではなくて、第一歩として適正ということではないんですか。2歩、3歩、歩むというふうになりませんか。答弁を求めます。

○市長

質問者の期待だとかご意見はわかりますが、私として、去年提出して実施して、ほぼ1年過ぎました。この間、しっかり考える中で、資産公開の対象となる私どもにとっても、さまざまな観点から、今回の分が適正適切であるというように思っておりますので、現時点では、これ

がベストだというように自分も考えております。

○委員長

川上委員、討論を交えなくて質問は質問として要点筆記的な質問の仕方をやってください。そうせんと、時間的にかなり押していますんで、よろしくをお願いします。

○川上委員

委員会の規定によれば、きょう中まで委員会はできるんですよ。最も重要な議案の一つだと私は思ってます。質問そのものは、簡潔にいきたいと思ってます。それでちょっと微妙なところだったんだけど、現時点ではこれがベストだと思っているという言い方なんですよ。答弁は、どういう意味ですか。私はさっきから、これで行きどまりかと。さらに、充実強化をしたいと思う気持ちがあるのかということ、さっきから聞いているんですよ。行きどまりだというふうに言ってるのかなと思ったんだけど、現時点ではときたでしょう。どっちなんかと。

○市長

失礼しました。現時点ではと言いましたのが、まず勉強し続けてますので、そのような表現をついしましたが、私にとっては、これが適正だというように思っています。ただベストかどうかと言われると、ベストかどうかは見る角度によって違うのでベストという表現はしておりませんし、行きどまりかと言われましたら、今の私にとってこれはある意味適正だと思っていますが、時代の変遷、そしてさらに勉強していく中で変わることもひょっとするとあるかもしれませんから、慎重な表現をしたつもりでございます。現時点でこれが1番適切だと私は判断をしています。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は議案87号について、反対の立場から討論いたします。日本共産党は昨年6月に、片峯市長が市長だけを対象にした条例を三役まで広げました。それに対して、先ほど言いましたように、議員は、自分たちも対象にしてくれという修正案を出した。その折に、片峯市長が、冒頭から申しておりますけども、より厳しいものを目指していくという決意の表明があったので、私は当然に、廃止以前の水準、それよりも厳しいものを目指すと言われたと思い、そのように述べて賛成討論したんですよ。その際に、当時の12月議会で資産公開制度の廃止に賛成した議員、あるいは反対した議員も、いきさつはもう乗り越えて、住民との関係でものを考えていこうではないかという呼びかけもしました。今回の修正案が、廃止されたものの水準まで戻っているかという戻らない。異質なものも入ってきている。市民公募を含まない。審査会とか。こういう弱点があったとしても、目指す過程であるということであれば、ここは白か黒かではなくて、市民との信頼の関係、信用の関係ですから、同意ということも考えられたかもしれません。しかし、この程度で、しかも異質なものが入っている。市民の求めるものが、半年以上も前に、9カ月前に発表されて、しかも市長は読んでいると。読んだにもかかわらずこれを出してきて、これがいまは適正だと考えておるといふふうに言われるのであれば、多くの市民が今期待し、直接署名運動までしている中で、ここで行きどまりという、私の表現になりますけども、ここで行きどまりという条例案に賛成するわけにいかないということを述べまして、討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はございませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第87号 飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 26

再開 11 : 35

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。川上委員から、「地域防災計画及び水防計画について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員の発言を許します。

○川上委員

今回の西日本豪雨災害に関連して、本市の防災体制は、第1次、第2次総合計画をベースに地域防災計画及び水防については水防計画ということで取り組んでいるわけですが、特に地域防災計画については、2014年に全面改正策定されています。この間、改正強化が行われているんだけど、努力の方向と検証をされるべき時期を今回迎えたということで、その点についていくつか質問し、今後、執行部がこの防災計画及び水防計画を抜本的に見直して、強化する、充実するのに役立つような質疑と答弁にしたいというふうに思っています。以上が趣旨です。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「地域防災計画及び水防計画について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「地域防災計画及び水防計画について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○川上委員

まず、地域防災計画についてですけども、2014年に全面改正策定をしたわけですが、これを含めて、この地域防災計画策定に当たる機関は何なのか、お尋ねします。

○防災安全課長

地域防災計画の策定に当たっては、飯塚市防災会議を開き、この中で審議をし、決定していくものでございます。

○川上委員

その構成はどうなっていますか。

○防災安全課長

地域防災計画の委員につきましては、まず、第1号委員としまして国土交通省、第2号委員として福岡県土整備事務所など県の職員、それから第3号委員として飯塚警察署、4号委員として飯塚市、5号委員として飯塚市教育委員会、第6号委員として飯塚市消防団及び飯塚消防署、第7号委員として西日本電波など、指定公共機関、または地方公共機関の職員、第8号委員として学識を有する者のうちから市長が委嘱するもので、37名で構成しております。

○川上委員

法律では、37人というのはどうなるんですか、飯塚の場合は、

○防災安全課長

飯塚市の防災会議条例の中で定めております。

○川上委員

37人というのは、変更ができるということですね、条例によって。

○防災安全課長

委員のそのうち37名以内とするというふうに定めております。今質問がありましたように、委員を変更するというのは、2年の任期が終了した時点で可能かと思われま

○川上委員

37人の中に今の答弁では、地域住民の参加がないですね。これについては、この間どうい

○防災安全課長

地域住民の代表としましては、この中で37名のうち、飯塚市自治会連合会の会長、それから飯塚男女共同ネットワーク等の団体から参加をしていただいております。

○川上委員

ちょっと質問が悪かったかもしれないけど、公募による参加をもっと広くしたらどうかという

○防災安全課長

現在、条例の中では公募について触れられた条文というのはございません。

○川上委員

市がその気になれば、タイミングとしては任期が切れるその頃に検討もできるというように、お見受けいたしました。それでこの地域防災計画は、住民にはどのように周知されているのか、お尋ねします。

○防災安全課長

市民への周知としましては、今のところホームページに掲載をしております。それから、すべての図書館ではございませんが、市立図書館の一部において、いつでも閲覧できるように、そこに設置しております。

○川上委員

飯塚市民のうちどのくらいの住民がこの地域防災計画の存在を知っていると思えますか。

○防災安全課長

すいません。そういった声については耳にしたことがございませんので、どの程度市民に周知されているかというのは、今のところわかりません。

○川上委員

これは、市の期待として地域防災計画は、どういった人たちが承知しておたらいいなというふう

○防災安全課長

市民への周知については、現在、防災安全課のほうで進めております。また市でも進めております、自助、共助、公助といった部分におきましては、市民の大多数において周知すべきものだと考え

○川上委員

この地域防災計画を大多数に周知すべきだと。現状は、ホームページでしょう。あと何カ所に防災計画書を置いているんですかね。

○防災安全課長

市立図書館6部、それから、情報公開室に1部、それからサンクス、防災センター等など、公共の施設に1部ずつ設置しております。

○川上委員

それで、全部で何カ所に置いてるんですかね。

○防災安全課長

現在、8カ所に設置しております。

○川上委員

そうすると、市としては防災計画書は市民の大部分に承知してもらいたいと、知ってもらいたいというんだけど、手法としては現在はホームページに載せてますよ。それから、8カ所の公共施設に、どこに置いてるんでしょうね。本棚に入ってるんですか。それとも行ったらすぐ見えるんですかね。とにかく8カ所と、これは大きなギャップがあるということを考えてもらいたいと思うんです。それで、これはちょっと早回しになるかもしれないけど、ちょっと提案したいんですよ。聞いてください、市長。三つです。一つは配置箇所を圧倒的にふやしてください。学校だとか、小中学校、高校、それから事業所、今度の北海道みたいに全電源喪失みたいになったときは、ホームページとか何か役に立ちますかね。やっぱり、紙、アナログがいるんですよ。職員室にもいるでしょう。だから圧倒的にふやしてもらいたいというのは提案です。二つ目の提案は、ダイジェスト版もいるのではないかと。このダイジェスト版には、地域性のある付録をつけたらどうかと。この地域というのはできるだけ小さく、もう自治会単位ぐらいの。それから、三つ目はこれを地域あるいは自治会単位で紹介し、意見交換会をするということです。今、市は防災まち歩きとか、八木山とかで工夫されておるような報告を防災リーダー研修会で聞きましたけど、非常に重要なことだと思うんですよ。本家本元の地域防災計画そのものをやっぱり把握する。水害だけじゃないからですね。この提案については、どうお考えか、お尋ねします。

○防災安全課長

今3点、提案ということでお聞きいたしました。まず地域防災計画の設置箇所数をふやすということですが、この分につきましてはホームページ等で載せておりますので、設置箇所については、今のところ考えておりません。アナログ、いわゆる紙ベースで作成するというのであれば、地域防災計画は420ページほどあります。水防計画につきましても約170ページありますので、その分を印刷して箇所数をふやす。現実的には可能かとは思いますが、ホームページ上で必要な部分を見ていただくという、まずこの部分について市民に対し、周知を行っていきたいというふうに考えます。それから2点目のダイジェスト版、この分につきましては、現在、防災啓発情報等を取り入れたN T Tタウンページとの協定に基づき、各家庭に配布するように、今、ダイジェスト版になるかどうかちょっとわかりませんが、防災啓発情報等が載った部分を現在、計画して進めております。3点目の地域でのいわゆる情報交換会についてですが、この分につきましては先日も自治会長連合会のほうから防災計画についてのお尋ね等がございましたので、その分については今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

自助、共助、公助というんでしょう。公助は、いろんな局面で貫かなくてはならないけれども、平時のときにこそ公助というか、市が果たす役割は決定的だと思います。その上でどういうふうに防災計画をつくっておるのかというのを、つくるときから住民はごく一部にしか、参加できないようになってるけども、これも改善しながらつくったものは、住民のためのものでありますから、住民に渡らなければ意味がないでしょう。だから、災害が生じたときに、ページをめくるといってもないかもしれませんが、それでも見ろうと思えば見れる状態にしておかなければならない。電気がついてないということもあるわけでしょう、そのときは。だから、いろんなことを考えて、平時から取り組むと同時に、重大災害が生じたときでも、いきるようにしてもらいたいと。それから、5年間やってきたんだけど、改正強化のポイントはどういったことだったのか、お尋ねします。

○防災安全課長

平成26年に作成し、現在までの強化点ということで、まず直近で言えば、平成30年、ここの6月に防災会議を開いたとき、このときに、提案をさせていただいたのが指定緊急避難

所等、いわゆる市民が有事の際に避難する場所の変更点、それからこの点につきましては、公共の施設だけでは、現在足りない部分も見受けられますので、民間施設を視野に入れ、今後取り組んでいく部分で提案、それから、この分を改正させていただいております。それから、あとは先ほどからありますように、平常時からのいわゆる備えが大切であるという部分も踏まえ、この部分につきまして、平常時からの事務分掌等、その部分の変更を加えたりしております。

○川上委員

何かしたのかという気がする答弁ですよね。だから、26年に全面改正したわけでしょう。27年は全国的にこういう災害があったことにかんがみ、26年はこういった点で強化した。27年はこういう災害がありましたと。これにかんがみて、こういった点を強化したと。28年はこうでした、29年はこうでした、30年をこうでしたというふうに聞きたいわけですが、今の答弁から言えば30年に改正をするまでは、何ら改正がなかったということなんですかね。そこのところはどうですか。

○防災安全課長

失礼しました。26年に全面改正した後、各年度の改正点につきましては、27年度は飯塚市の土砂災害警戒地域等における土砂災害防止策の推進に関する法律等の改正がございましたので、その部分を一部改正しております。関係項目の整備としましては、資料編の整備を主にしております。それから、次の年28年度の改正につきましては、県知事発令河川の水位基準の見直し等に伴い、水位の変更点を改正したりしております。それから、避難勧告等のガイドラインの基準、それから水害に対する避難勧告等の基準の見直し等を改正しております。それから、29年度につきましては、避難情報の名称変更、それから市の配備基準の見直し等、それから指定緊急避難場所、指定避難場所の見直し等を行っております。

○川上委員

それで、きょうはそこまで求めることはできないかもしれませんが、今行った毎年度の改正強化ポイントが、今度の西日本豪雨によって、どう機能を発揮したかについては、既に検討して、この改正をされていてよかったと。これが来ましたと言えるようなものがあれば紹介してください。

○防災安全課長

よかった点を申しますと、まず指定緊急避難場所と言いますか、市民の避難場所につきまして、先ほど言ったように民間施設を含め、今回改定をしております。その中において、九州工業大学、こちらの部分に地域の住民の方が避難をされ、ここの部分についての避難所の運営を大学側の方に協力をいただいて、この方たちが住民に対する手厚い避難の誘導、それから次の日までの避難場所の確保等の支援をいただいております。この部分につきましては、従来、公共施設等の避難場所を指定していた関係で、職員等の人数にも限りがありましたので、この部分については市民の方に共助、もしくは自助を求めている部分であります。この部分に民間施設が加わったことにより、いわゆる共助の部分がさらに広がったというふうに考えております。

○川上委員

民間のことは、改定はいつしたんですか。地域防災計画で。

○防災安全課長

この分につきましては、昨年度協定を結ばさせていただいて、ことしの平成30年6月の防災会議において提案をし、そこで承認をいただいております。

○川上委員

協定を昨年度結んで、防災計画に盛り込んだのはことしの6月30日でしたということですね。7月6日にああいう事態になったんだけど、高雄区公民館では、避難者を受け入れる体制を従前のとおり、用意して待機をしておったわけですね。そこにも人が来ました。そしたら、

九工大のほうに行ってくれということで、戸惑いが自治会のほうにも生じたし、それから、九工大までどうやって移動しようかと、一端来たものの、ということで、そごが生まれただろうと思います。これはどうしてこういうそごが生まれるんでしょうね。

○防災安全課長

避難所につきましては、今おっしゃった高雄区、それから九工大に限らず、今回、情報共有ができてなかったというのは確かに1点ございます。この点については、今後、防災安全課としても、その分につきましては、職員の周知、それから情報共有に努めてこれから、その分につきましては職員研修等で反映させていきたいというふうに考えております。それから、高雄区につきましては、平常時から避難訓練等を行っておりますが、先ほど言ったように、うちのほうからの情報共有等ができていなかったことが考えられます。この点につきましても、今後、情報共有をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

○川上委員

先ほどから住民への周知がとかも聞いているんだけど、一つの事例を深く掘り下げていく中で、ほかにも教訓化されるものがあるわけですよ。だから、一つの事例でできんかったと。今後頑張りますというので気軽に次にいっていると、本当の教訓が出てこない。高雄区の場合、情報共有ができなかったというふうに決まり文句みたいな答弁なんだけど、具体的にはどういうことなんですか。

○防災安全課長

その分につきましては、まだ完全にというか、うちのほうが情報収集をしきっておりませんので、状況をもう少し詳しく聞き取りをしながら、その分については、考えていきたいというふうに思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 58

再開 13 : 00

委員会を再開いたします。川上委員、質問をどうぞ。

○川上委員

午前中、2014年以降の地域防災計画の改正強化ポイントについてお尋ねした中で、30年度の改正で避難所についての答弁があったので、高雄区公民館と九州工業大学の関係について、少しお尋ねを先ほどまでしました。そのほかの点について、改正強化してよかったと思われるポイントがありますか。

○防災安全課長

30年度の改正でよかった点、改正でもう一つあったのが、平常時からの事務分掌についてはなるんですが、この部分におきまして、各所管課が平常時から災害に備えていた部分がありました。これが今回の災害で生かされた点があったかと思われまます。

○川上委員

その具体的な内容が紹介できますか。

○防災安全課長

詳細な点につきましては、まだ1回の検証会しか行っておりませんので、今からその部分については、検証を行っていきたいと考えております。

○川上委員

そこで、先ほど地域防災計画そのものについての改正強化ポイントについて聞きましたけど、この間、重要な予算出動の前提となる市長の施政方針で、防災について位置づけが強化されてきたと思うんですけども、特徴的な点を紹介してください。

○防災安全課長

都市整備基盤の中におきましては、自主防災組織の設立育成支援、それから防災行政無線のデジタル化等がございます。

○川上委員

きょうはそれは追いかけてませんが、先ほど言った検証会議の中でも、それは押さえていく必要があるんじゃないかと思います。そこで、この間の防災計画の改善強化、それから施政方針で今答弁がなかったようなことも強化があったと思うんだけど、それに伴って、飯塚市の防災体制の市役所の体制強化、どのような経過がありますか。

○防災安全課長

市役所内部の組織強化につきましては、先ほども言ったように平常時からの事務分掌等を作成し、その中において、各職員の平常時からの備え、それから災害に対する心構え等を強化していると考えております。

○川上委員

あなたのポジションはいつできましたか。

○防災安全課長

防災安全課は、平成25年4月より、課になって課長ができております。

○川上委員

防災安全課の構築の経過、何人体制とか、そういうのはどうですか。

○防災安全課長

申しわけありません。過去の職員数につきましては、ちょっと今わかりませんが、現在は職員が私を含め、11名になっております。

○川上委員

防災監はいつ配置したんですか。

○防災安全課長

平成26年8月から任用となっております。

○川上委員

計画の充実については、先ほど聞きましたので省略しますが、予算の充実という点でいえばどのような経過があるか、お尋ねします。

○防災安全課長

予算の充実という点で言えば、直近の部分、いわゆる平成29年、30年しか、わかりかねますが、29年については、先ほど言ったように、防災行政無線等の整備等の部分があります。

○川上委員

そのボリューム感として、防災関係予算が予算全体の中に占める比率がどのようになったかとかいうようなことも知りたいところなんですけど、きょうは省略します。それで、先ほど体制の充実の中で防災安全課は25年度から、防災監は26年8月からと言うんですけども、これは先ほどの地域防災計画の改正強化とはどういうリンクがあつての配置になったのか、お尋ねをします。

○防災安全課長

リンクというか、平成26年に全面的に地域防災計画、この部分は法に従って改正した経過があります。それに伴いまして、災害に即応できる組織体制の強化の一環として防災危機管理監を任用していただいたという経過になっております。

○川上委員

水害について言えば平成15年、それから21年、22年でしょう。22年度中にハード面では防災浸水抑制対策基本計画をつくったんですね。短期は完了したということになっておりますけど、22年度で浸水対策基本計画をつくる。25年に防災安全課をつくることの重要性と意義について、お互いに肝に命ずるといふか、いうことが必要だろうと思うんですね。

それから防災監の配置、この体制をもって、先ほど言った全面改正以降の改善強化をやっていく過程の中で今回の西日本豪雨をむかえてしまったというところで検証をよくする必要があるんじゃないかというふうに思います。

それで、次に水防計画についてです。もう繰り返しの質問を避けるために、地域防災計画と同じように、住民の参加というのは計画づくりにどのように行われておるのか。したがって、住民への周知というのはどのように行われておるのか、あわせてお尋ねします。

○防災安全課長

水防計画につきましても、飯塚市防災会議の中で審議をしていただき、その中で改正点の部分があれば、そこで承認をいただくような形になっております。それから、周知につきましても、地域防災計画とあわせて、同じように、先ほど言ったようにホームページ等に掲載をして周知を図っているところでございます。

○川上委員

それを反省しておるといえることですかね。

○委員長

川上委員、質問の意味がわからんみたい。反省しているという、そういう答弁はしてないと思いますけど。

○川上委員

市長はわかるよね。地域防災計画の場合、たった8カ所しか置いてなくて、改善を図るといったわけでしょう。だから水防計画も同じだろうということで、反省しているということですよという質問をしたわけです。難しいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 07

再開 13 : 07

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

申しわけありません。先ほど言いましたように地域防災計画等の周知に関しましては、今後、周知できるように同じように、水防計画も図っていききたいというふうに考えております。

○川上委員

市長、防災計画もそうだけど、水防計画についても6月30日に改定してるわけでしょう。それで7月6日に水害がありました。私が所管事務調査をしようと思っただけで、議会事務局経由で委員長にも伝わって行くんだけど、そのときに、どう見ても30年度の水防計画、地域防災計画がないわけですよ。8月の下旬に、私が質問しようと思っただけで、ネットで見たから。先ほどからネットで見てください。ネットで見てくださいというけど、ネットに載ってなかったんです。30年分が。ですから、今見たらわかると思うけど、防災計画と水防計画は、ホームページには8月30日にアップしてるでしょう。違いますかね。

○防災安全課長

そのとおりでございます。

○川上委員

ですから、先ほどから繰り返し計画づくりの中に住民が参加することの重要性、それから住民自身が避難したり、命を守る行動をとるわけですから、その計画を我がものとする取り組みを平時から、あなた方が公助という言い方をすれば、それが1番じゃないかということを重ねて言いたいわけです。なぜそれができなかったかについて、よく検討してもらいたいと思うんですよ。なぜしなかったんだろうと。7月6日から8月30日までは絶対に豪雨災害も起きないし、地震災害も起きないという自信があってというわけではないでしょう。そこで水防計

画には、被害想定箇所一覧表というのがあって、箇所に関する情報とともに、位置図がかなり丁寧に書いてあるのがあるんだけど、何か所あるか、お尋ねします。

○防災安全課長

水防計画の中にございますのは56カ所になっております。

○川上委員

これは、浸水対策のことだけが書いてあるんですか。

○防災安全課長

この中には地すべり、がけ崩れ等、それから河川等が書いてございます。

○川上委員

そうすると、水害浸水想定地域だけではなくて、それ以外の自治会、地域にも、これを周知し、先ほど私は意見交換と言いましたけど、防災計画とともにそれをやる必要があるということになりますね。それで、重ねる形であれなんだけど、被害想定箇所は56あるんだけど、いの1番に上がってるのはどこですか。

○防災安全課長

被害想定箇所一覧表の番号1番で言えば、幸袋にあります庄司川です。

○川上委員

ですから柳橋地区のことなんですよ。もう質問をそろそろ締めくくりに行きますけど、その柳橋が、被災から2カ月たっても、60戸ぐらいなんでしょう。被災状況が今なお飯塚市がわからないという状況になってるわけですよ。そこで、私は、職員の皆さんが、災害をむかえようとしてるときに、住民とともにどう立ち向かうか苦勞し、そして実際に災害が起きて被災者支援をするために、昼夜をわかつたぬ努力を奮闘されたということはわかるし、評価するという言い方は上から目線でいかんですね。やっぱり市民の感謝してる面もあると思います。ただし、まだ、もっともっと頑張ってもらいたいという点は幾つもあると思います。それで、今後検証されると思うんだけど、私は市長にその際に、いろんな角度があると思うんだけど、せめてこの三つは考えながらお互いに仕事をしたほうがいいんじゃないかと思うことを申し述べて、質問を終わりたいと思います。一つは、住民に心を寄せた生命に責任を負う危機意識、それから二つは、住民とともに防災に関する情報を共有するということですね。それから三番目は、一人一人の被災者、一つ一つの被災の現場から、深く学び教訓化するということだと思います。できませんでしたと、今度がんばりますとか言わないで、それぞれの人生の中で、1回か2回あるかないかのような災害に我々はぶつかっていつてるわけだから、深くとらえていくということが、重要ではないかと思います。これについては私の感想、あるいは意見を述べたということにとどめて、今回の所管事務調査を終わりたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「公用車による交通事故について」、報告を求めます。

○筑穂支所市民窓口課長

公用車による交通事故につきまして、ご報告いたします。公用車による交通事故の発生についての資料をお願いいたします。

本件事故は、平成30年8月9日、木曜日、午前9時19分ごろ、国道200号線秋松交差点付近におきまして、筑穂支所市民窓口課職員が、公用車にて防災センターへ向かう際、交差点通過直後に前方を走行していた相手方車両が徐行し、停止している状況に気づくのが遅れ、相手方車両の後方左部分に衝突し、双方の車両を損傷させたものでございます。

損害の状況につきましては、市側が車両前面右側の方向指示器等及びその周辺部分の損傷、相手方は、車両後面左側の方向指示器等及びリヤバンパーの損傷となっております。

なお、市側・相手方ともに、人身傷害はございませんでした。また、この事故に係る損害賠償につきましては、現在、相手方と協議しているところです。

今回の事故でございますが、当該職員の前方不注意が大きな要因でありますことから、今後このような事故が起こらないよう、集中力をもって運転し、常に安全運転に努めるよう、当該職員に対し強く指導をいたしました。また、他の職員につきましても、安全運転への注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成30年度飯塚市職員採用試験実施状況について」、報告を求めます。

○人事課長

平成30年度の職員採用試験につきまして、去る8月18、19日の両日、第2次試験を実施し、8月30日に95名の第2次試験合格者を発表いたしましたので、その実施状況について、ご報告いたします。提出しております資料をご覧いただきたいと思います。

本年度の職員採用試験につきましては、表の一番下、左側ですが、全試験区分で、42名程度の採用予定数に対しまして、637名の申し込みがあり、508名が受験いたしまして、164名を第1次試験の合格者として8月2日に発表いたしました。このうち、134名が第2次試験を受験いたしまして、その合格者数でございますが、一番右の列ですが、試験区分ごとに上から、行政事務の上級が42名、民間企業等経験者U I Jターン枠が6名、同様に県内在住者枠が23名、土木の上級が11名、土木の民間企業等経験者が1名、保育士の中級が12名となっております。

今後の予定でございますが、最終の第3次試験を明日、明後日の9月15日と16日に実施した後、最終合格者の発表を9月下旬頃に予定しているところでございます。

以上簡単でございますが、「平成30年度飯塚市職員採用試験の実施状況について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします工事は、「鹿毛馬小峠法面改良工事(その1)」でございます。

入札の執行状況につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、専門工事とび(法面)の市内業者を指名することを決定し、入札を

執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。本件につきましては、7者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6027万4800円、落札率88.39%で有限会社 松本建興が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります2者以上の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

以上簡単ではございますが、「工事請負契約について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約の変更について」、報告を求めます。

○総務課長

工事請負変更契約について報告します。お手元に配布していますA4横の資料、工事請負変更契約報告書をお願いします。

工事名は 本庁来庁者駐車場整備工事で、原契約金額9435万4200円から186万5160円を減額し、変更契約金額9248万9040円とするものです。率に直しますと約2%の減額となっています。

変更の主な理由については、関係部署との協議により、東側駐車場出口の位置が変わったことから、排水計画及び施設計画を変更したこと。地盤改良に際し、改良対象土の室内配合試験の結果、セメント系固化材の使用量を、当初の設計数量より減量したことによる、地盤改良工の減工。その他数量の精査によるものです。工期についての変更はありません。

なお、本工事完了後、表層の舗装工事や植栽工事を行い、工事完了後の完了検査を経て、本庁舎前来庁者駐車場を開場することとしています。

以上簡単ですが、報告事項について説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

今回の変更契約によって、財政出動は全体として幾らになるのかお尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:23

再開 13:26

委員会を再開いたします。

ただいまの質問に対して、今計算をされておりますので、次に、移らさせていただきたいと思っております。

「平成30年度行政評価第1次及び2次評価結果の概要及び外部評価の取り組みについて」、報告を求めます。

○総合政策課長

「平成30年度の行政評価（一次評価及び二次評価）結果の概要及び外部評価の取り組みについて」、ご報告いたします。

資料をお願いいたします。本市の行政評価は、事務事業の効率化、成果向上、市民への行政活動の説明責任などを目的として平成22年度から取り組んでおります。評価の仕組みとしては、所管課長が評価する1次評価と庁議で評価する2次評価の2段階方式となっております。本年の度の評価結果は、資料中の表のとおりとなっております。2次評価の詳細は、別途配付いたし

ております資料の通りでございますので、後ほどご参照ください。

なお、この2次評価に結果については、市のホームページに掲載し、公表するようにいたしております。

次のページをお願いします。本年度は、平成29年度より設置いたしております「行政評価委員会」で、外部評価を行うことといたしております。この外部評価は、庁議において二次評価を実施した60事業の中から、14事業を選定し、外部の視点で評価いただくものでございます。この外部評価での出されました意見及び評価結果につきまして、今後の事務事業の改善につなげていくものです。期日につきましては、3.に記載してありますとおり、10月22日、29日に公開で開催いたします。

以上簡単ではございますが、「平成30年度行政評価（一次評価及び二次評価）結果の概要及び外部評価の取り組みについて」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、先ほど質問されてあった分の執行部の答弁をお願いいたします。

○総務課長

申しわけございませんでした。2億440万800円となります。

○川上委員

報告書を見ますと主な変更理由の1と書いてあるところに東側駐車場出口の位置が変わったことよると書いてあるんですけども、これはどういう事情で、いつ変わったのかお尋ねします。

○総務課長

東側の駐車場出口の場所につきましては、現在、西原医院がある側の道路なんですけども、当初の計画では、西原医院の駐車場出口の真正面につくるような形の計画となっております。西原医院のほうからもお話もありまして、こちらの方で出口の場所について、再検討した結果、身体障がい者用駐車場のほうに寄せた形で、一応、変更することにしております。

○川上委員

それはいつですか。

○総務課長

本年4月のことでございます。

○川上委員

そうすると、舗装工事を随意契約しましたね。あれの前になりますか。

○総務課長

前のことになります。

○川上委員

理由はそれだけですか。

○総務課長

ほかに理由はございません。

○川上委員

そうすると設計が間違っていたということになりますね。

○総務課長

間違っていたというより、ちょっと配慮が足りなかったというか、再検討を要する部分があったということでございます。

○川上委員

これは設計の誤りですよ。この設計はどこですか。

○委員長

執行部の方でわかる方が答弁を。今設計がどこだったかということですから、建築課長あたりはわかるんじゃないと。川上委員、設計を聞かれようとしてでしょう。

暫時休憩いたします。

休憩 13:31

再開 13:32

委員会を再開いたします。

○総務課長

佐藤総合設計でございます。

○川上委員

それがすぐ答えられないということは、佐藤には、会社には、こういう設計はまずかったよねという話はしていないということでしょうかね。しましたか。

○総務課長

総合設計のほうにはまずいという話はしておりません。駐車場の設計の出口の場所がまずかったという話はしておりません。

○川上委員

しておりませんというふうに言ったんですかね。何でしないんですか。しておりますと言ったと。していないんでしょう。なぜしないのですかと聞いているんです。

○土木建設課長

設計のほうは、基本設計等でその位置を決めまして、実施設計で当初の設計を行っております。ただ工事に入りまして、実際にそこの出入口になるというふうなことが、大体、明確になりまして、地元の方々も、そして西原医院の向かい側ということで、駐車場の出入りに干渉するのではないかとというふうなお話を受けて、再度、こちらの市側として見直しを行ったというふうなところでございます。ですので、当初設計の段階での間違いというふうなことでは考えておりません。

○川上委員

それは寛大すぎますよね。それで、この駐車場の出入りの問題については、よく想定しないと、私は指摘はしておったつもりだけど、こちら側の有料駐車場、当然、渋滞が生じるでしょうと、スペースがないんだから。横断歩道にも掛かっていくわけでしょう。のがみとの間の細かい通路も抑え込んでいって、のがみのエントランスのほうまで並ぶわけでしょう。今まで事故が起きてないのかな。警察もあそこで、歩行者が横断歩道の前に立てばスペースがあくようになり取り締まりは強化しているようですが、そういう問題があるけど、今度は、201号線側のガソリンスタンドの向かい側の正面についても、あそこは渋滞するでしょう。しませんか。オープンになったら、大規模な催しをするでしょう。多目的ホールとかあるんだから。有料駐車場のほうは使えなくなるでしょう。そうしたら、正面の入り口、それから西原医院のほうを含めて、大渋滞になるんじゃないかと心配するけど、西原医院からそういう指摘を受けたのを契機に、駐車場の出入りの渋滞の問題とか、この際、見直したほうがいいんじゃないですか。ちょっと検討したらどうですか。しませんか。

○委員長

答弁がいきますか。

○総務課長

この駐車場の出入り口の件については、警察とも協議させていただいた上で決定させていただいております。渋滞の発生につきましては、有料駐車場が一時的に閉鎖されることによりまして、懸念される場所ではございますけれども、この計画で行かせていただきたいと考えて

おります。

○川上委員

問答無用と。それで一時閉鎖の期間はどれぐらいですか。

○総務課長

正面駐車場が開場いたしましてから、今年度いっぱいになりますので、およそ半年ほどになります。

○川上委員

考えてください。半年間、大丈夫でしょうという保証は何もないんですよ。イメージしてみないかと言ってもしないというのはどういうつもりかよくわかりません。それで、次にセメント系固化材の使用量を減らすことができたということなんだけど、当初、どのレベルだったのか、どの程度の計画だったのか。そしてそれをどのくらいまで下げることができたのか、1トンとか2トンとかわかりませんが、そういうふうに言えますか。

○土木建設課長

セメント固化材によります地盤改良につきましては、当初の見込みでございますけれども、土地1立米に対しまして、100キログラムの固化剤を添加するというふうな設計にしておりました。現場に入りまして、実際の土を採取して、実際に配合試験というのをを行います。その結果でございますけれども、1立米当たりが50キログラムであれば、一定の支持力が得られるというふうなところで、今回、100キロから立米当たりですけれども、50キロに減量することができたというふうなことでございます。

○川上委員

半分になったということなんだけど、それは全体として、何トン減ずることができるんですか。

○土木建設課長

今回、地盤改良の面積が約3300平方メートルほどございますので、そして改良の深さ等を換算しますと、おおむね100トンちょっとの固化材が、減量できたというふうに思っております。

○川上委員

それで駐車場の入り口が変わります。排水計画、施設計画が変わります。費用はどのようになるのでしょうか、プラスになるのでしょうか。こちらは今何トンと言われましたか、100トン減らすことでできると。金額にしたら、それぞれあって、この報告書のとおりということでしょうけど、セメント系固化材の100トン減というのは幾らぐらいになりますか。金額にすると。

○土木建設課長

セメント系固化材によります増減でございますけれども、直接工事費になりますけれども、270万円ほどになるかと思っております。

○川上委員

これは設計の段階で、どのくらい固化材がいるかだとか、1立米対応するのに、必要な強度を得るのに、そういうことは設計の段階ではやれないもんですか。

○土木建設課長

今回、この地盤改良につきましては、事前に解体工事があったので、実際に工事に入ってから試料土採取、対象土になりますので、その採取ができるのが現場に入ってからということで、現場に入ってから対応となっております。

○川上委員

それは予定の行動なんですか、解体後、どれくらい配合固化材が必要かについては、解体後、実際に業者が決まって動き始めてから、そういうことやりましょうということ、予定の行動ですか。

○土木建設課長

発注段階ではそのように考えておりました。

○川上委員

実際にこの実験をやったのはいつですか。

○土木建設課長

実際に配合試験をやりましたのは契約後ですので、3月に入ってからになります。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「スタートアップワールドカップ2019日本予選九州大会 in 飯塚市について」、報告を求めます。

○国際交流推進室主幹

去る9月9日に、嘉穂劇場で開催しました「スタートアップワールドカップ2019日本予選九州大会 in 飯塚」について、ご報告いたします。

本大会には、九州各地から47社の応募があり、書類選考の結果、10社が選ばれ、当日は、3分間のプレゼンテーション及び2分間の質疑応答が行われました。

審査の結果、大分市にあります「エネフォレスト株式会社」及び福岡市にあります「K o t o z n a 株式会社」の2社が選ばれ、10月5日に東京国際フォーラムで開催されます東京大会への出場権を獲得いたしました。なお、47社の中には、飯塚市内の企業が2社応募されており、その内、1社が書類選考で10社の中に選ばれ、プレゼンテーションを行いました。東京大会の出場権獲得までには至りませんでした。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。